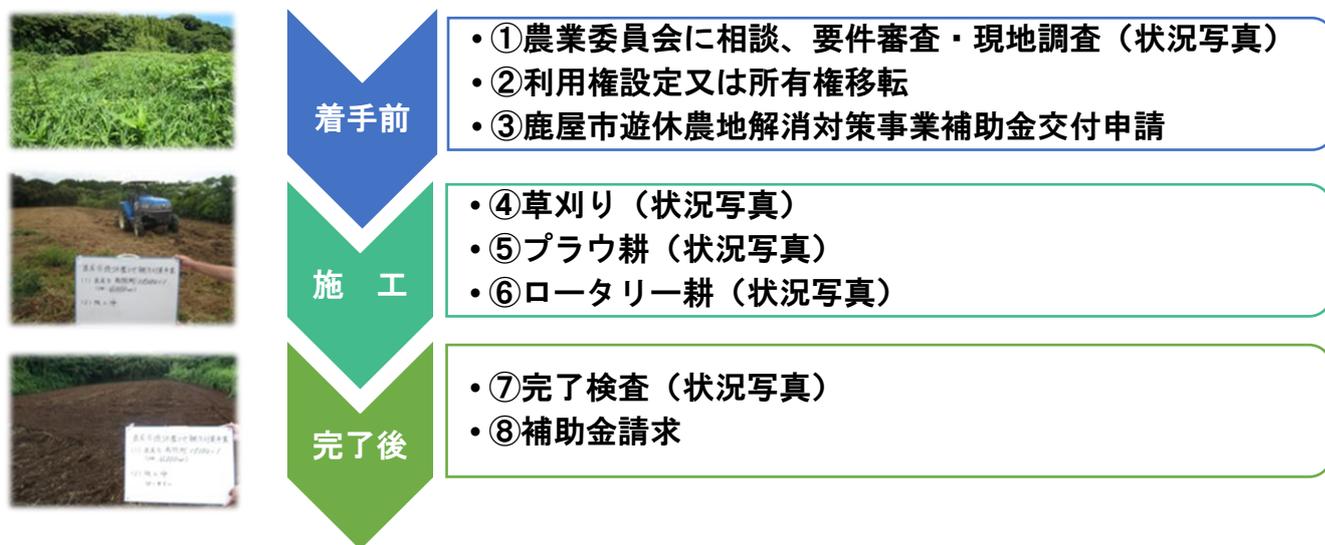


1 概 要

事業名	鹿屋市遊休農地解消対策事業	
目的	農業生産性の向上を図る目的で簡易な土壌条件整備事業を行う農家に対し、補助金を交付することにより、遊休農地を解消し鹿屋市農業の振興を図る。	
対象地域	市内の農振農用地区域内の遊休農地	
対象者	市内に居住している農家等で、遊休農地を解消するため利用権設定又は所有権移転を行う者	
交付要件	② 遊休農地の地目が田又は畑であること。 ② 耕作することを目的に他人から農地法および農業経営基盤強化促進法に基づき <b>利用権設定又は所有権移転</b> する遊休農地であること。 ③ 「10アール以上の遊休農地」又は「自作地と接する遊休農地で自作地と一体で10アール以上の農地」であること。 ④ 遊休農地を除伐・プラウ耕・ロータリー耕により耕作可能な農地にする事業とする。 ※自作地と一体的に整備する場合も対象とするが、自作地は交付対象に含まないものとする。	
事業費の限度額及び補助対象額	見積もった事業費の総額又は事業費限度額（10a当り3万円）で算定した額のいずれか少ない額が補助対象額になります。	
補助金の額	業者委託の場合	補助対象額の1/2以内
	本人整備の場合	補助対象額の1/3以内

2 手続きの流れ



3 問い合わせ先

鹿屋市農業委員会事務局	直通	0994-31-1131
輝北総合支所産業建設課	代表	099-486-1111
申良総合支所産業建設課	直通	0994-63-3114
吾平総合支所産業建設課	直通	0994-58-7257

